

社会福祉法人 白百合明光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人白百合明光会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 役員等からの申出があれば、無報酬とすることができる。

(常勤役員等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬の支給は、社会福祉法人白百合明光会給与規程第6条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年6月16日より施行する。

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

	月額
理事長	100,000 円
理事	20,000 円

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤（行事への参加は除く）	3,000 円

※評議員からの申出があれば、無報酬とすることができる。

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤（行事への参加は除く）	5,000 円

※理事からの申出があれば、無報酬とすることができる。

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤（行事への参加は除く）	5,000 円

※監事からの申出があれば、無報酬とすることができる。